

令和8年第2回広尾町議会定例会 第3号

令和8年6月22日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第48号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第2号）について
- 4 議案第49号 令和8年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第50号 令和8年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 6 議案第51号 令和8年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第52号 令和8年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 8 議案第53号 令和8年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 9 議案第54号 令和8年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 10 議案第55号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 11 発議第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 12 発議第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について
- 13 発議第9号 「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
- 14 発議第10号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 15 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について
- 16 発議第11号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 斎藤 弘 樹 | 2番 尾 矢 利 昭 |
| 3番 大 庭 克 彦 | 4番 雄 谷 幸 裕 |
| 5番 山 岸 謙 一 | 6番 松 田 健 司 |
| 7番 志 村 國 昭 | 8番 浜 野 隆 |
| 9番 萬亀山 ちず子 | 10番 前 崎 茂 |
| 11番 渡 辺 富久馬 | 12番 山 谷 照 夫 |
| 13番 堀 田 成 郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	田	中	靖	章
副町	長	及	川	隆	之
兼会計管理者		室	谷	直	宏
兼出納室長		室	谷	直	宏
総務課長		室	谷	直	宏
併総務課参事		木	村	正	樹
併総務課主幹		影	山	考	基
併総務課主幹		坂	田	邦	昭
併総務課主幹		北	山		誠
企画課長		鎌	田		慎
企画課参事		三	上	昌	樹
住民課長		柏	崎	弥香	子
保健福祉課長		山	畑	裕	貴
兼老人福祉センター所長		山	畑	裕	貴
地域包括支援センター長		美	藤	知	純
健康管理センター長		木	下	慶	太
保健福祉課子育て支援室長		今	村	正	樹
兼子育て世代包括支援センター長		今	村	正	樹
認定こども園ひろお保育園長		舩	田	光	恵
認定こども園ひろお保育園副園長		三	上	麻	夕
豊似保育所長		小	村	和	徳
兼子育て支援センター所長		三	上	麻	夕
兼放課後児童クラブ所長		今	村	正	樹
特別養護老人ホーム所長		金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長		金	石	輝	義
養護老人ホーム次長		佐	藤	寛	光
兼特定介護事業所長		金	石	輝	義
農林課長		安	岡	伸	弘
兼町営牧場長		安	岡	伸	弘
水産商工観光課長		山	田	雅	樹
建設水道課長		楠	本	直	美
建設水道課長補佐		川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長		楠	本	直	美
港湾課長		宝	泉		大

港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一
-------------	---------

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長	三 浦 弘 樹
兼学校給食センター所長	三 浦 弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中 晃 央
兼 図 書 館 長	村 中 晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃 央

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	(19) 田 ② 行
併 書 記 長	室 谷 直 宏

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	沖 田 一 美

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	室 谷 直 宏

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	沖 田 一 美
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、尾矢利昭議員、7番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

6月18日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

本日、町長から議案1件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第48号～日程第9 議案第54号

1、議長（堀田） 日程第3、議案第48号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第9、議案第54号 令和8年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、議案第48号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第2号）から議案第54号 令和8年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件について、一括して提案説明を申し上げます。

初めに、51ページ、議案第48号についてであります。

本案は、令和8年度広尾町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,745万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億3,045万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第3表でお示しするものであります。

55ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正の追加であります。

備荒資金組合公用車譲渡事業償還金ほか2件について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

次に、56ページ、「第3表 地方債補正」の追加であります。

こども・子育て支援事業債及び緊急自然災害防止対策事業債につきまして、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものであります。

次に、地方債補正の変更であります。

緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債につきまして、限度額を変更するものであります。

町債の合計につきまして、1億9,740万円を追加し、12億3,270万円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、それぞれ担当課長のほうから補足説明をいたさせます。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第49号についてであります。

本案は、令和8年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,270万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

58ページをお願いいたします。

事項別明細書も併せてお開き願います。

事項別明細書は3ページであります。

補正の歳入であります。

2款1項国庫補助金は、コンテナヤード監視カメラ設置工事の財源としていた社会資本整備総合交付金事業補助金につきまして、係留施設の設備として整理するよう指摘を受けたことから、一般会計において同額を措置することとしたことによる減額であります。

5款1項町債は、十勝港港湾監視CCTV設備整備事業債を一般会計に振り替えたことによる減額及び貨物上屋整備事業債の追加であります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費は、一般会計に振り替えたことによる工事請負費の減額、繰出金及び人件費の整理であります。

2款1項上屋管理費は、貨物上屋屋根改修工事の追加であります。

事業の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案の60ページをお願いします。

第2表の地方債の補正の変更で、港湾整備事業債及び過疎対策事業債につきまして、限度額を変更するものであります。

町債の合計に2,650万円を追加し、4,600万円とするものであります。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第50号についてであります。

本案は、令和8年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ234万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億5,109万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。

62ページをお願いいたします。

事項別明細書も併せてお開き願います。事項別明細書は3ページであります。

補正の歳入であります。

4款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費は、額の確定に伴うオンライン資格確認システム運営負担金の追加及び人件費の整理であります。

6款1項健康管理センター費は、物価上昇に伴う屋外スロープ手すり設置工事費及び施設用備品購入費の追加、人件費の整理であります。

6款2項特定健康診査等事業費は、印刷製本費の追加及びポリファーマシー対策事業委託料につきまして特定健診受診率向上支援共同事業負担金として整理することとされたことに伴う補正であります。

次に、64ページをお願いいたします。

議案第51号についてであります。

本案は、令和8年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ160万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を6億7,519万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるものとします。補正の内容につきましては、人件費の補正に伴う歳入及び歳出の整理であります。

次に、67ページをお願いいたします。

議案第52号についてであります。

本案は、令和8年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

によるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ39万8,000円を追加し、総額を2億7,699万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。内容につきましては、人件費の補正に伴う歳入及び歳出の整理であります。

次に、70ページをお願いいたします。

議案第53号についてであります。

第1条は、令和8年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量をおのおの改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で、第1款第2項営業外収益から3万7,000円を減額し、第2款第2項営業外収益に401万6,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用から7万7,000円を減額し、第2款第1項営業費用から1万1,000円を減額するものであります。

補正の内容につきましては、人件費関係の所要の調整、整理及び自賠責保険料の追加であります。

71ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出であります。予算第4条本分括弧書き中をおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するとするものでありまして、量水器の価格高騰に伴う材料費の追加及び帯広・広尾自動車道の建設に伴い、既設配水管の移設が必要となることによる紋別地区配水管移設工事実施設計委託料の追加であります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、9万円を減額するものであります。

第6条は、他会計からの補助金でありまして、「59,996千円」に改めるものであります。

次に、72ページをお願いいたします。

議案第54号についてであります。

第1条は、令和8年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益から51万4,000円を減額するものであります。

支出につきましては、第1款第1項営業費用から51万4,000円を減額するものであります。

補正の内容であります。人件費関係の所要の調整、整理及びマンホール・汚水ます修繕料の追加、処理場管理費における機械修繕料の追加、自賠責保険料の追加であります。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、315万8,000円を減額するものであります。

第4条は、他会計からの補助金でありまして、「185,364千円」に改めるものであります。

以上、議案第48号から議案第54号までの補正予算についての提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷総務課長。

1、総務課長（室谷） それでは、一般会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書と議案資料によりご説明いたします。

本補正予算につきましては、全款にわたりまして4月1日付の人事異動等に伴う給料、手当、共済費の組替え、共済等負担率の変更による人件費の補正、それから公用車に係る自賠責保険料の保険料率の改定に伴う追加を行っております。これら以外の主な補正内容を中心に説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。

事項別明細書の6ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄02総務一般管理費の7節報償費から12節委託料と18節負担金補助及び交付金は、3月定例会でお認めいただきました名誉町民に関連する予算の追加となります。詳細は後ほど説明いたします。同じく17節備品購入費につきましては、故障に伴いますシュレッダー購入費の追加であります。

7ページになります。

2目庁舎管理費は、庁舎敷地内にあります外灯破損に伴う修繕料の追加であります。5目財産管理費は、公共施設等総合管理計画の更新業務に伴う委託料を追加するものです。7目企画費の説明欄01企画費、1節報酬は、まちづくり推進計画委員会の開催回数増による追加であります。

同じく7節報償費は、8ページになります。

説明欄の1行目です。新しい公園の愛称募集に係る入賞者に対する地域ポイント付与を追加するものであります。同じく8節旅費は、報償費と同様、まちづくり委員会の開催回数増による追加です。同じく10節需用費と11節役務費の通信運搬費は、令和3年度の光ファイバー整備事業に係る無線局設置数把握調査の実施に伴う追加であります。同じく11節役務費の地域ポイント付与手数料は、公園愛称募集に係る入賞者への地域ポイント付与に係る手数料の追加です。同じく説明欄の14節工事請負費は、再設計で生じた不足分の追加であります。同じく18節負担金補助及び交付金の全国過疎地域連盟負担金は、過疎債の増に伴う負担金の増です。同じく地域プロジェクトマネージャー活動支援交付金は、高校魅力向上関係の活動に係る経費の追加です。同じく22節償還金利子及び割引料は、令和7年度の事業確定に伴う執行残を返還金として追加したものであります。同じく説明欄02移住促進事業費は、移住体験住宅の煙突修繕の追加であります。同じく説明欄03難視聴対策事業は、負担手順の変更によりまして工事費を負担金に組み替えるものです。同じく説明欄04生活交通路線確保対策事業は、コミュニティバス実証運行事業に関連する予算の追加です。

9ページをお願いします。

8目ふれあい活動費、7節報償費と11節役務費は、高校生通信員に対する謝礼を地域ポイントで付与するための謝礼金とその手数料の追加です。10節需用費は、広報取材に関する消耗品の追加です。9目防災対策費は、音調津避難施設設置に伴う関連予算の追加です。14目地域安全対策費は、公用車の車検整備代不足分及びフロントガラス交換に伴う修繕料の追加です。

10ページをお願いします。

2款3項戸籍住民基本台帳費は、令和7年度の事業確定に伴う執行残を返還金として追加したものです。2款5項統計調査費は、委託金内示額の確定による整理。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄08特別会計繰出金は、国保会計との調整結果に伴う補正であります。

11ページをお願いします。

同じく2目社会福祉施設費は、デイサービスセンター玄関扉の修繕による追加、同じく3目養護老人ホーム施設費、説明欄01養護老人ホーム事業費、11節役務費の危険物取扱者試験手数料と18節負担金補助及び交付金の研修会参加負担金は、職員の資格取得等に伴う追加であります。同じく説明欄02養護老人ホーム施設費は、雨漏りに伴う外壁修繕の追加です。

12ページをお願いします。

3款1項4目障害者母子福祉費、12節委託料は、システム改修に伴う追加であります。同じく18節負担金補助及び交付金は、地域活動支援センター利用者増による追加、同じく22節償還金利子及び割引料は、事業費確定に伴い返還金を追加したものです。同じく6目老人福祉費、説明欄01高齢者福祉事業費、10節需用費は、敬老祝い金商品券の印刷費高騰に伴う追加です。同じく18節負担金補助及び交付金は、新たに設立された老人クラブに対する交付金の追加です。同じく説明欄02重層的支援体制整備事業は、介護予防ボランティアに関連する商品券の印刷費高騰に伴う追加であります。

13ページをお願いします。

説明欄08特別会計繰出金は、介護会計等との調整に伴う補正であります。同じく7節生活支援ハウス施設費は、生活支援ハウスなごみの居室パネルヒーター修繕の追加です。次に、3款2項児童福祉費、2目保育所費、説明欄01保育所運営費は、羽根なし扇風機購入に伴う追加です。同じく説明欄02保育所施設費、10節需用費は、厨房のエアコン修繕の追加、同じく14節工事請負費は、ひろお保育園、それから14ページになります、説明欄の一番上、豊似保育所のそれぞれエアコン設置工事の追加であります。同じく3目子育て支援センター運営費、説明欄01重層的支援体制整備事業運営費は、故障に伴う掃除機購入費の追加であります。

15ページをお願いします。

5目子育て支援費、説明欄01子育て支援事業費は、子ども・子育て会議のメンバー確定に伴う費用弁償の追加、同じく説明欄02子育て世代包括支援センター運営費は、議事録作成用ICレコーダー購入費の追加です。

16ページをお願いします。

同じく説明欄05重層的支援体制整備事業会計年度任用職員人件費は、会計年度任用職員1名増に

よる追加です。3款3項国民年金費、1目年金事務費は、令和8年10月に施行されます法律改定に伴う国民年金のシステム改修による委託料の追加です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄03企業会計補助金は、水道会計に係る補助金の追加です。

18ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料は、ヨーネ病対策に係るカラス用箱わな製作委託料の追加、同じく18節負担金補助及び交付金、農業次世代人材投資事業補助金は、対象者が補助要件を満たさなくなったため減額補正するものです。同じく麦類生産技術向上事業補助金及び畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金は、同補助の採択を受けたことによる補助金の追加です。5款2項林業費、1目林業総務費、7節報償費は、タヌキ駆除に対する奨励金の追加、同じく2目林業振興費、説明欄01林業振興費は、19ページになります、11節役務費の通信運搬費は、Jークレジット創出に伴う追加であります。それ以外につきましては、公用車入替えに伴う車検費用の減額と公用車購入に係る関連費用の追加になります。同じく5目野塚交流館費は、浄化槽ブロワー修繕の追加です。

20ページをお願いします。

5款3項水産業施設費は、水産加工排水処理施設にあります曝気装置の制御盤改修に伴う工事請負費の追加です。

6款1項商工費、2目観光費、説明欄03会計年度任用職員人件費は、会計年度任用職員1名増による追加であります。

21ページをお願いします。

同じく3目サンタランド費は、それぞれ改修、補修、撤去に伴う工事請負費の追加であります。同じく6目ふるさと納税推進費は、システム改修に伴う委託料の追加です。

22ページをお願いします。

7款土木費、1項土木管理費、2目車両費、11節役務費の通信運搬費は、フレッツ光関連の使用料増に伴う追加です。7款2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、11節役務費の産業廃棄物処理手数料は、抜根処理に伴う手数料の追加です。同じく14節工事請負費は、昨年的大雨によりまして被害を受けたビタタヌンケ小橋撤去に伴う工事請負費の追加です。同じく2目道路新設改良費は、国の内示額確定に伴います財源内訳の整理。

23ページをお願いします。

7款3項港湾費、2目港湾管理費は、港湾会計から振り替えたものであります。7款4項都市計画費、2目都市計画施設費の説明欄01都市計画一般施設費は、新丸山公園の老朽化した施設の修繕を追加するものです。

24ページをお願いします。

説明欄の1行目、02公園整備費の12節委託料は、新しい公園のトイレ整備に伴う積算資料作成に係る委託料の追加です。14節工事請負費は、バスケットボールコート整備による追加です。7款5項住宅費、1目住宅管理費、説明欄01住宅管理費、14節工事請負費は、見込んでいた財源が令和9

年度に見送られたため、減額補正するものです。それ以外につきましては、公用車入替えに伴う車検費用の減額と公用車購入に伴う関連費用の追加になります。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費は、防火水槽改修により生じる電柱移設に伴う補償金の追加です。

25ページから26ページにかけまして、9款教育費、1項教育総務費、4目財産管理費は、公用車購入に係る関連費用の追加であります。9款2項小学校費、1目学校管理費は、指定寄附を財源といたしました日よけのための屋外用テント購入の追加です。9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、説明欄02社会教育総務費は、シーサイドパークにありますくじら池に係る水道料の追加です。同じく説明欄03会計年度任用職員人件費は、生涯学習コーディネーターの採用見込みがないため、関連予算を減額及び会計年度任用職員1名による補正であります。

27ページになります。

同じく4目海洋博物館・伝習館費は、坂本直行氏生誕120年記念切手購入に係る通信運搬費の追加です。9款5項保健体育費、1目保健体育総務費は、部活動地域展開事業関連予算の追加であります。同じく6項学校給食費は、財源内訳の補正。

28ページをお願いします。

11款公債費は、公営住宅使用料の調整による財源内訳の補正です。

12款予備費は、予算の総額を調整しているものであります。

続きまして、歳入を説明いたします。

事項別明細書の3ページをお願いします。

14款2項1目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は、事業見込額の追加、その下、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、コミュニティバスの実証運行事業に充当する補助金の追加です。2目民生費国庫補助金は、システム改修事業に充当する障害者総合支援事業費補助金の追加です。4目土木費国庫補助金、1節橋りょう長寿命化事業補助金は、内示額確定による減額補正です。同じく2節港湾費補助金は、港湾会計からの振替分です。同じく3節公園整備事業補助金は、内示額確定による減額補正です。同じく4節住宅費補助金は、令和9年度に補助金が見送られたことによる減額補正です。14款3項2目民生費国庫委託金は、令和8年10月に施行される法律改定に伴う国民年金のシステム改修委託料に充当する事務費委託金の追加です。

15款2項2目民生費道補助金は、新たに設立された老人クラブに対する補助金の追加です。同じく4目農林水産業費道補助金の農業次世代人材投資事業補助金は、対象者が補助要件を満たさなくなったため減額するものです。麦類生産技術向上事業補助金と畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金は、補助事業採択による補助金の追加です。同じく7目教育費道補助金は、学校給食無償化関係の交付金の追加です。

4ページをお願いします。

15款3項1目総務費道委託金、1節総務管理費委託金は、件数の増による追加、3節統計調査費委託金は、内示額確定による補正です。

16款1項2目利子及び配当金は、令和7年度決算に伴う広尾町森林組合配当金の計上です。

17款1項2目指定寄附金は、歳出9款2項小学校費の野外テント購入に充当する補助金の追加です。

18款1項1目繰入金、6節ふるさと納税基金繰入金は、歳出で公園整備事業、部活動地域展開事業、ふるさと納税推進費に充当する基金の追加の繰入れです。同じく10節農山漁村ふるさと事業基金繰入金は、5款1項3目農業振興費のカラスわな製作委託に充当する基金の繰入れです。18款2項特別会計繰入金は、特別会計の補正に伴う整理です。

5ページになります。

20款5項2目雑入の町有自動車共済金は、2款1項14目地域安全対策費の公用車修繕に充当する共済金の追加です。次の大丸山デジタルミニサテライト局非常用電源装置更新工事負担金は、歳出の2款1項7目企画費の03難視聴対策事業でも説明したとおり、負担手順の変更により減額するものです。次の坂本直行氏生誕120年記念切手販売収入は、切手販売に伴う収入を見込んでおります。次の過年度町有自動車の共済金と損傷弁償金は、教育委員会の公用車事故に係るものであります。

21款1項1目総務債、1節緊急防災・減災事業債の全国瞬時警報システム整備事業債は、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの改修工事に係る起債の追加です。次の音調津避難施設整備事業債は、音調津避難施設設置に伴う起債の追加です。同じく2目民生債は、ひろお保育園エアコン整備事業に係る起債の追加、同じく3目消防債は、耐震性貯水槽整備事業に係る起債の追加、同じく5目辺地及び過疎対策事業債の橋りょう長寿命化整備事業債と公園整備事業債は、国庫補助金の減額により起債を追加したものです。次の十勝港港湾監視CCTV設備整備事業債は、港湾会計からの振替分です。同じく6目土木債は、ビタタヌンケ小橋撤去事業に係る町債の追加であります。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の補足説明を終わります。

次に、総務課所管に係る事業の説明をさせていただきます。

議案資料の45ページをお願いします。

名誉町民贈呈記念事業であります。

本年3月定例会でお認めいただきました名誉町民、八角信芳氏、本名保志信芳氏に関連する贈呈記念事業になります。

1の事業内容は、大きく2つの事業となっております、1つ目が本年10月11日に記念行事の開催を予定しております。

①として、名誉町民称号贈呈式を町主催で開催、②の記念トークショーと③の祝賀会をこれから設立される予定の名誉町民贈呈記念行事実行委員会主催で開催する予定となっております。

会場は、それぞれ記載のとおりです。

2つ目が、名誉町民のレリーフを製作いたします。

2の補正予算の内訳であります、7節報償費42万7,000円は、名誉町民の額と名誉町民章の購入費であります。8節旅費22万8,000円は、名誉町民の東京からの費用弁償と打合せのため上京する職員の旅費であります。10節需用費30万8,000円は、贈呈式に係る花代や装飾等の消耗品とコミセン2階ロビーに設置してあります展示物の移設に係る修繕料です。12節委託料106万5,000円は、名誉町民レリーフ製作に係る委託料です。18節負担金補助及び交付金98万5,000円は、設立予定の名誉町民

贈呈記念行事実行委員会への負担金となります。合計301万3,000円の事業費となります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） それでは、私から、2款総務費、1項7目企画費の大事業04生活交通路線確保対策事業に計上しております広尾市街地コミュニティバス実証運行事業について補足説明をさせていただきます。

議案資料46ページをお願いいたします。

1の目的でありますけれども、広尾町内における新たな交通モードとして、公共ライドシェアの制度を活用し、市街地全体を網羅する「コミュニティバス」の実証運行を行うものであります。

また、本実証運行を通して町民のニーズや利用実態を把握し、利便性の向上や本町の今後の公共交通の在り方を検討する際の基礎資料とするものです。

2の運行期間ですが、10月1日から1月26日までの約4か月間を予定しております。

3の運行日と運行時間ですが、火曜日、木曜日、日曜日の週3日運行とし、運行時間は午前9時40分から11時50分の間で4便、13時から15時10分の間で4便の1日8便の運行を予定しております。

次に、4の運賃ですが、乗車1回につき200円とし、小中学生は半額の100円、未就学児は無料とします。また、町が配付しています高齢者外出支援交通費助成券は使用できることとします。なお、運賃額については、十勝バスの町内均一運賃180円を参考に設定をしております。

次に、5の運行事業者は、町内の有限会社港タクシーで町が運行を委託します。また、一部の便において十勝バスから運転手のご協力をいただきます。火曜日と日曜日の午前中は港タクシーのドライバー、木曜日と日曜日の午後は十勝バスのドライバーが担当をいたします。

次のページをお願いいたします。

次、6の運行経路及び時刻表についてご説明をします。

50ページをお開きください。

全体の路線図になります。

市街地の中央に位置しますバス待合所を発着の拠点として丸山通・錦通・並木通方面をカバーする北ルート、この路線図では青い矢印のルートになっております。もう一つは本通・会所・紅葉通方面をカバーをします南ルート、路線図では緑の矢印のルートになります。この2つの路線で循環をする設定としています。

また、ルートの選定に当たりましては、これまで行いました町民ワークショップなどの意見を参考にし、現在バス停がない、もしくは遠い区域をカバーすること、それと主要な公共施設や金融機関、商業施設の近くを通るよう配慮をしております。また、運行時間が午前2時間、午後2時間という設定のため、1回の路線運行時間は30分以内となるルートとし、安全面や冬期間の走行などを考慮して、あまり細い道を走らないように設定をしております。

次に、ルートの詳細について説明をします。

48ページをお願いします。

始発は、9時40分にバス待合所を出発する南ルートとなります。この路線図の見方として、実線はバス停のみ乗り降りできる区間、点線はルート上であればどこでも乗り降りできるフリーの乗降区間となっています。丸は、コミバスの停留所を示しております。ひし形については、十勝バスの停留所とコミバスの停留所を併用する箇所となっています。また、停留所の番号については、図面と下の時刻表で対応をしているものとなっています。

南ルートについては、まず1便として9時40分にバス待合所を出発します。そこから本通に向かいまして、五差路から2の日産前、3、老人福祉センター、4、図書館と順に向かいます。そこから坂を下りまして、5の漁組、6、会所前2丁目、7、会所前1丁目を通り、国道に1回出て5丁目トイレのところで右折をし、8の会所通、そこから国道を横断して、9の西1条2丁目、10、山本水産前を経由して、11、役場前へ向かいます。役場を過ぎて道道を左折しまして、12、車両センター前を通り、13の茂寄集会所へ向かいます。茂寄集会所から折り返しまして、同じルートに戻り、役場前を再度通過します。そこから、オスロ通を通りまして、西1条通に入り、14の帯信広尾支店前を通り、十勝神社まで直進をいたします。そこから国道に出て、15、十勝神社前、五差路を丸山通方面に向かいまして、16、フクハラの店を経由し、バス待合所に10時8分に戻ります。

次に、北ルートになります。

49ページをお願いします。

路線図の見方については、先ほどの南ルートと同じになっています。

南1便に引き続きまして、バス待合所を10時10分に出発し、丸山通方面に向かいまして、変電所を左折して、17、丸山通南4丁目、18、大空団地を通り、中央分離帯のある道路を左折します。そこから19の丸山通南7丁目を回り、20、丸山通北6丁目、そして21のゆうゆう舎を経由しまして、22のこぶしが丘団地前、23、イングと回り、24、丸山通北4丁目、25、国保病院前を通ります。そこから現在整備中の26、公園前を通り、青少年会館のほうに向かいます。27の高齢者健康増進センター前、28の錦町団地前、29、錦町寿の家を通り、30の錦通北2丁目、31の並木通西3丁目を経由して国道に出ます。洗車場のところで左折をしまして、32の並木老人寿の家、33、並木通東2丁目、そして34のツルハ、16のフクハラの店を経てバス待合所に10時39分に戻ってきます。

南ルートの1便から北ルートの1便、南ルートの2便、北ルートの2便と走りまして、11時49分で午前中の運行が終了となります。

午後便につきましては、南ルートの3便が13時にバス待合所を出発しまして、北ルートの3便、南ルートの4便、北ルートの4便まで走りまして、最後15時9分で午後の運行が終了となります。

なお、運行経路については、午前便、午後便とも同じになっております。

また、十勝バス広尾線との接続についても、バス待合所での接続について考慮をしているところであります。

すみません。47ページにお戻りください。

次に、7の運行車両ですけれども、町が借り上げた10人乗りのハイエースを使用いたします。

次に、8の事業費につきましては、総額で1,041万7,000円、本事業につきましては、国が実施を

します「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの「交通空白」解消タイプを活用して実施をいたします。

財源につきましては、国の補助金が860万9,000円、一般財源180万8,000円であります。また、特別交付税措置が新設されたことによりまして、一般財源のうち、国が定める対象費用の80%が措置されることとなっております。

事業費の内訳につきましては、表に記載のとおりでありますけれども、大きく分けて、コミバスの実証運行に係る費用と事業サポートや調査分析などに係る外部事業者への委託費であります。外部事業者への委託費が委託料の一番上にあります実証運行事業支援委託料499万6,000円になっております。それ以外が実証運行に係る費用となります。

最後に、9のその他の事項として、バス停以外でも自由に乗り降りできる「フリー乗降区間」を一部に設定します。また、今回の運行事業は、道路運送法第78条に規定されています自家用有償旅客運送、いわゆる公共ライドシェアの制度を活用して、広尾町が運行主体となり実施をするものであります。

また、公共ライドシェアとすることで、一般ドライバーを募集しての運行も今後想定をするところであります。

実証運行事業の内容につきましては、6月9日に開催をされました広尾町地域公共交通会議で承認を得たところでありまして、国の補助決定を受けた後に、各事業者と詳細を協議して契約、そして町民への周知など準備を進め、10月1日からの運行開始を予定しているところであります。

今回の実証運行につきましては、運行便数、そして運行時間とも限られた内容となっております。決して利便性が高いとは言えないかもしれませんが、町内事業者に最大限ご協力をいただいての運行内容となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、令和9年度以降の公共交通の再編につきましては、本事業の利用状況や利用者の声など、実証運行の結果を踏まえまして、5月臨時会で予算を議決いただきました地域交通再編事業とも併せ、本町に最適な交通形態を引き続き検討し、必要であれば再度の実証運行等も検討していきたいと考えているところです。

以上、補足説明となります。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

本会議を再開します。

補足説明を続けます。

次に、三上企画課参事。

1、企画課参事（三上） 2款総務費、1項9目防災対策費、大事業01防災対策事業に計上しております音調津避難施設設置事業について補足説明をさせていただきます。

議案資料の51ページをお願いいたします。

1の目的であります、近年頻繁に発生している津波避難経験を踏まえまして、「道道音調津陣屋線駐車帯付近」に避難をしている音調津柳通地区住民が、災害が発生して音調津大橋が渡れなくなった場合に、スキー場跡地に整備をしました音調津避難施設に行くことができなくなるため、一時的な避難が可能となる避難施設を高台に設置し、音調津住民及び観光客の安全を確保することを目的とするものであります。

2の避難対象者ですが、①、音調津柳通地区住民、②、音調津近郊の釣り客やサーファーなどの観光客、約30人を想定しています。

3の設置場所ですが、広尾町字音調津926番地地先の国有林となります。

具体的な設置場所につきましては、53ページ、音調津避難施設設置位置図をご覧ください。

図上では、左上、高台の上にあります広尾漁協鮭定置番屋付近となります。

51ページへお戻りください。

次に、4の避難施設の整備内容ですが、①、プレハブハウス3連棟、②、シングルトイレ2基となります。

施設の平面図の説明となります。

お手数ですが、54ページをお願いいたします。

音調津避難施設平面図をご覧ください。

主な施設としましては、プレハブ3棟、約49.47平方メートルで15坪、トイレにつきましては、一般的にイベント等で使用しています簡易水洗型のシングルトイレ2基となります。

最後に、事業費となります。

52ページをお願いいたします。

総事業費975万1,000円。財源の内訳としましては、緊急防災・減災事業費970万円、一般財源5万1,000円となります。また、特別交付税措置により、地方債の70%が措置されることとなっております。

事業費の内訳につきましては、記載のとおりとなります。

以上、補足説明となります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、村中社会教育課長。

1、社会教育課長（村中） 私からは、部活動地域展開事業についてご説明させていただきます。

議案資料55ページをお願いいたします。

部活動地域展開事業といたしまして、国及び北海道の方針に基づき、生徒の望ましい成長のために持続可能で多様な環境整備を目的に、外部講師の導入を進めてまいりたいと検討しております。

休日の部活動については、学校の要望と地域の実情を踏まえ、外部講師の導入をまず進めてまい

りたいと考えております。あわせて、可能な範囲で平日の一部も外部講師の指導を受けられるよう調整を行っていきたいと考えております。

さらに、学校に部活動がなく、他団体で活動している生徒が引き続き充実した指導が受けられるよう、現在中学生をご指導いただいている少年団のほうにも支援を行い、生徒間の公平を保つようにしてまいりたいと思っております。

今後の予定といたしましては、まず部活動指導に協力いただける方を募集いたします。その中で有資格者の場合は、早速ですが、学校と日程調整し、指導に当たっていただくということで、こちらのほうは7月からの展開を考えております。全く資格がないという方に関しては、日本スポーツ協会公認のスポーツコーチングリーダーという資格がございまして、これに似た資格または準じた資格を取得していただいて、それ以降、学校と調整し指導に当たっていただくというふうに検討しております。そちらについては10月以降になるのかなというふうに考えております。

次に、事業費についてご説明いたします。

費用試算といたしましては、外部講師5名程度を今のところ検討しております。講師の謝金として、平日1回2時間、休日1回3時間の30週で、大体120万円程度、スポーツ保険の加入で5名の1万円程度、また、資格取得した場合の受講料等の負担を軽減するために、こちらのほうの資格講習のお金を2万5,000円の5名程度で12万5,000円というふうに検討しております。

また、少年団に関しては、中学生5名程度で3団体分、中学生1人につき月1,000円程度の交付を行ってまいりたいと考えておりまして、総事業費として148万5,000円を見込んでおります。

以上です。

1、議長（堀田） 次に、三浦管理課長。

1、管理課長（三浦） 私のほうから、学校給食支援事業費交付金について補足説明いたします。

議案資料の56ページをお願いします。

学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる小学校の給食無償化に係る国の取組による交付金であります。

57ページが国からの資料となっております。上段にフローチャートがありますが、交付金の流れとしましては、まず国が給食費負担軽減交付金として都道府県に2分の1を交付します。残りの2分の1を都道府県が学校給食支援事業交付金として負担し、市町村に交付する流れです。

56ページ、1、交付金の内容ですが、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、保護者負担となっている学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援となっております。既に自治体独自で給食無償化を実施している場合も、交付対象となります。教職員分の給食は、対象外となっております。あくまでも保護者ではなく自治体への支援となっておりますので、市町村立の小学校を設置している自治体が対象となります。私立や国立の小学校については、対象外です。

2の交付額ですが、給食費ベースではなく、実際に要した原材料費により算出されます。小学生

への給食で実際に要した食材費のうち支援の基準額（1人当たり月額5,200円掛ける11か月）までを支援するという内容です。

3の交付額の算出ですが、交付基準額により算出した1,246万9,000円が今回の補正額となります。

ただ、今年度の当初予算ベースでは、小学生分の原材料費は1,329万4,512円となっておりまして、82万5,512円不足となります。この不足分につきましては、制度上、保護者負担とすることは可能ですが、町の負担持ち出しとすることで、引き続き無償化に取り組むものであります。

補足説明は以上です。

1、議長（堀田） 次に、宝泉港湾課長。

1、港湾課長（宝泉） 議案第49号 令和8年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）貨物上屋屋根改修工事につきまして、補足説明をいたします。

事項別明細書の4ページ、議案資料は最終ページ58ページ、59ページをご覧ください。

議案資料58ページの位置図のとおり、この公共貨物上屋は、十勝港第3ふ頭に位置する海上貨物の保管施設で、年を通して港湾運送事業者に貸付けし、港湾施設として有効に利用されているものでございます。供用開始から31年がたち、経年劣化に加えてカモメの営巣などの影響により屋根の損傷が進み、昨年12月下旬頃から雨漏りが発生したため、応急的に補修を施しましたが、その後も雨漏りと補修を複数回繰り返す結果となり、直近では4月15日に補修いたしましたが、今月9日に再度雨漏りを確認した状況にあります。

このことにより、保管されている家畜飼料などのばら貨物に影響があるほか、港内作業にも支障を来していることから、「港湾施設を良好な状態に維持するとともに、その安全かつ効率的な利用が図られるよう努めるものとする。」と規定している十勝港港湾施設管理条例第3条第1項に基づき、港湾管理者の責務として港湾機能を低減させることがないように、貨物上屋の抜本的な改修を行うものでございます。

議案資料59ページは屋根の平面図で、太線で囲んだところが施工箇所でございます。雨漏りが発生した箇所を中心に、全体の3分の1に当たる945平方メートルを改修するもので、残りの3分の2は次年度以降で改修する予定でございます。

事業費につきましては、事項別明細書4ページの説明欄に記載したとおりでございます。

なお、財源につきましては、港湾整備事業債及び過疎対策事業債を活用し、それぞれ2,300万円を充当いたします。また、この貨物上屋の貸付けに係る使用料は、令和8年度の当初の歳入予算で年額1,098万円を見込んでおります。

補足説明は以上でございます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案7件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第48号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

雄谷議員。

1、4番（雄谷） 事項別明細書の9ページ、お願いします。コミバスの関係でありますけれども、十勝バスのバス停の看板、強風でよく倒れているのを見かけるのですけれども、どのようなバス停の看板を想定されているのかお願いします。

それと、このコミバスの実証運行に向けて利用者の説明会等を予定されているのかお尋ねします。

それと、運賃収入を予算計上していないのですけれども、どのような意図があるのか説明願います。

次に、事項別明細書24ページになります。公園整備の関係です。補助金が1億5,000万円減って、過疎債が1億5,200万円増額になっています。過疎債は補正後で4億8,550万円というような相当大きな金額になりますけれども、過疎債、承知のとおり、7割普通交付税措置ということでございまして、普通交付税ですから7割丸々入るというわけではありません。過疎債が相当な金額になったのですけれども、町全体の償還計画、その都度その都度シミュレーションしているとは思いますが、この辺の影響はないのかというところをお尋ねいたします。

それと、事項別明細書の27ページになります。部活動の外部講師の関係でございまして、3月の定例会で同僚議員が部活動の地域展開について一般質問されております。そのときの答弁で検討協議会での議論を加速して、早期に進めていきたいというような答弁がありましたけれども、この検討協議会、3月の定例会が終わってから何回開催されて、何人出席されて、どのような議論がされたのか説明願います。

それと最後になります。議案書の55ページに、債務負担行為の補正で公用車3台とあります。教育委員会の公用車については3月の鹿との衝突だと思っておりますけれども、ほかの2台はなぜ当初予算でなくてこの議会なのかなと思ひまして、取材をしてみると、車検が通らない、壊れるまでぎりぎりというようなお話でした。車検が通らないような車だとか、危険な公用車を職員に運転させていいのですかね。副町長、どのようにお考えですか。

以上です。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 私からは、コミバスの関係の利用者の説明と運賃収入の関係についてご説明をいたします。

まず、住民への説明会につきましては、利用開始前というか、10月1日前には広く住民を対象とした説明会については開催する予定はございませんけれども、コミバスをよく利用すると思われる高齢者等に対しまして、例えば、そういう方が集まる老人クラブの会合ですとか、そういったところに出向いて行って、利用に係る説明などを行いたいというふうに考えているところです。

あともう一つ、事業費の財源内訳に料金収入が計上されていないという関係ですけれども、今回のスキームとしては、料金は事業者の収入として最後に委託料を精算するという形を想定しているので、財源内訳に料金収入を計上していないという形としております。

以上です。

1、議長（堀田） 三上企画課参事。

1、企画課参事（三上） バス停のタイプについてご説明したいと思います。

バス停につきましては、全部で34か所ありまして、電柱に掲示するタイプが19か所、電柱以外に掲示するタイプが15か所となります。電柱以外に掲示するタイプにつきましては、壁等に設置をしましたり、民間等の施設によっては、壁等に貼れない場合には、簡易的な一般的なバス停、立てるものを設置する予定でいます。

以上です。

1、議長（堀田） 室谷総務課長。

1、総務課長（室谷） 私のほうから、公園整備に係る過疎債の関係をご説明したいと思います。

今回の過疎債の増といたしまして、一応5億8,000万円弱ほどの借入が生じる予定でありまして、町の負担としましては、その3割、5,500万円弱の負担が生じることとなります。

令和9年度から償還が始まりまして、3年間据え置かれまして、財政シミュレーションの償還のピークとなります令和11年度を過ぎてから元金の償還が始まるというところで、それから1年、大体500万円ぐらいの償還増と考えるところであれば、シミュレーション上致し方ないのかなというところで今回の増というところを考えていたところです。

以上です。

1、議長（堀田） 村中社会教育課長。

1、社会教育課長（村中） 私からは、部活動地域移行検討協議会の開催について説明させていただきます。

3月議会終了後、3月16日に部活動地域移行検討協議会を開催させていただきまして、その中で

7名のご参加をいただきました。その中で、今回ご提案した部活動の外部講師の関係と少年団等の支援のお話をさせていただいて了承を得たものです。

以上です。

1、議長（堀田） 及川副町長。

1、副町長（及川） 公用車の更新の関係であります。

私としても、当初予算でこのような更新というものは盛り込むべきという認識ではありますが、各課で管理している公用車というものは、例えば今回、農林課の車だったり建設水道課の車というのは、それぞれ15年ほど経過した古い車ということで、財政状況等も勘案して、少しでも長く手入れをしてメンテナンスをして大事に乗っていこうということが基本にありました。なので、当初予算の編成段階においては、令和8年度については使用できるという判断で進めていたところなのですが、車検が通らないとか、いろいろな突発的な状況を考慮して補正での提案ということになってしまいました。

今後につきましては、ご指摘のとおり職員の安全に関わることでありますので、適切なタイミングで更新していけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） コミバスの運賃収入の関係についてですけれども、運賃収入を予算計上するしないというのも、いろいろやり方はあると思うのですけれども、今回はそういうことでいくということですが、運賃収入の予測計算式らしきものもありますし、先進地の自治体等の例も参考にしながら、どのような予算計上していくのか、今まで委託料との差引きでいいのかというのを検討していただきたいと思います。

それと、部活動の関係ですけれども、3月16日に1回の検討会ということですが、地域展開における部分ではその1回きりの部分で事業が進められていくのか、あくまでも外部講師の部分だけで3月で終わったのか、この後の地域展開の部分での検討会議の進み具合というのは、どのように考えているのでしょうか。

1、議長（堀田） 村中社会教育課長。

1、社会教育課長（村中） 1回ということだったので、今年度についてはまだ開催しておりませんで、この外部資格講師の関係が始まって、スタートしたらその状況等を勘案しながら開催してまいりたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 議案資料の46、47ページの広尾市街地コミュニティバス実証運行の関係でありますけれども、本年10月から来年1月26日まで約4か月間、コミバスの実証運行をやるということで、その費用の内訳の説明があったところでありますけれども、この中で車両借り上げ料208万2,000円となっております。これは4か月ということで簡単に割り返せば月額で52万500円になりますけれども、例えば1年間に換算すれば624万6,000円になります。実際、このバスについては、ワゴン車については、週3日ですから4か月間で約50日の運行ということになるかと思うのですけれども、この借り上げ料の積算内訳についてご説明いただきたいと思います。

なお、国土交通省の交通空白地域解消を目的とした事業で、隣の大樹町は昨年秋から実証運行しておりますけれども、大樹町の場合ワゴン車2台を購入していますけれども、国土交通省の補助事業で購入したという説明でありましたけれども、その点についてどのように考えておられるのか、併せてご説明いただきたいと思います。

それと、もう一点、資料の55ページ、部活動地域展開事業の関係なのですが、この費用試算の中で、講師謝金等々がございますけれども、例えば①の講師謝金でいくと、平日2時間とか休日3時間ということで、いわゆる1,600円とか時給単価という形で試算されておりますけれども、④の少年団等支援とありますけれども、中学生5名となって、期間が10か月となっているのですけれども、今年度でいけば10か月は6月1日からカウントしなければならないのですけれども、今日既に22日ですから、いつから始めるというふうに試算されているのか。

あと単価が1,000円となっておりますけれども、このあれでいくと1か月1,000円というふうになるのかなと思うのですけれども、1か月当たりの指導といいますか、支援の時間数、何時間で設定をされているのか、一般的にはそれに合わせた時給単価も当然掛けて出さなければならないと思うのですけれども、その点についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 三上企画課参事。

1、企画課参事（三上） バスのリースについてご説明いたします。

1か月当たりの単価でございますが、47万3,000円となっております。この47万3,000円の中には、保険料も含んでおります。

それと、先ほど大樹町で補助で購入したというお話でしたが、今回実験ということと、あと、急にこの事業が決まったということで、リースのほうを検討させていただきました。本格運行になった場合には、こういった補助があるときには今後も検討して活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 村中社会教育課長。

1、社会教育課長（村中） 少年団の支援についての積算でありますけれども、こちら、5名程度1か月1,000円というのは単価的には大分少ない感じなのですが、少年団のほうとちょっとお話しさせていただいて、若干でも支援させていただきたいという話で、この単価にしてありまして、上のほうの講師謝金のほうと合わせておりませんで、あくまで少年団とのお話の中で1人頭月1,000円でもあれば、多少消耗品が買えるかなという形の積算をさせていただいたところであります。

以上です。

1、議長（堀田） 10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 車両借り上げ料の208万2,000円、単純に4で割れば月額52万500円という算式になっていますけれども、少なくともこの実証運行というのは本格運行を前提にしてやる事業ですから、そういう意味で大樹町の場合も実証運行の段階でワゴン車2台を購入したという形で、先を見通してやっておりますので、そういった部分では有効に国の補助を使って運行しているというふうに認識をしておりますけれども。

あわせて、当然大樹町もそうなのですけれども、公共ライドシェアの制度という形で大樹町もこれで昨年運行していますけれども、大樹町の場合は公共ライドシェアのドライバーについては6人採用して運行したというふうに聞いておりますけれども、説明では今後想定していますということなのですけれども、今後というのは10月1日から1月26日までの間の今後の想定なのか、ちなみに何人程度この一般ドライバーを予定しているのか、それについても説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長。

1、企画課長（鎌田） 公共ライドシェアの活用ですけれども、本事業、実証事業については、先ほど説明したとおり、港タクシーと十勝バスのドライバーで今回予定しています週3回の運行を賄えるということで、メインはもちろん事業者のドライバーでやりますけれども、今後もし本格運行になったとして、週5日ないし毎日運行する際にはもちろんドライバーが足りませんので、そういったこと、今後のことを見据えて、公共ライドシェアで活用する一般ドライバーを掘り起こし、町民から募集をして、今後の基盤整備をしていきたいという考えはありますけれども、今回の事業期間の中で実際にドライバーを募集してドライバーとして使うという見込みは、今のところございません。

1、議長（堀田） 7番、志村議員。

1、7番（志村） 事項別明細書の9ページ、2款1項9目の防災の関係で音調津の避難所設置工

事が出ていますけれども、ちょっと伺いたいのですけれども、プレハブということですので固定的なものはあれかと思うのですけれども、これまで全国的ないろんな避難所の状況で問題視されているのが、長時間、長期間にわたる避難のときに、特に女性のプライバシーに配慮すべきというようなことが挙げられております。プレハブですから、個室の設置というのは、それはこの中に個室というのは無理だと思うのですけれども、例えば簡易的にプライバシーを守れるような、そういうような中身になっているのかどうか。この事業費を見ると、その他の工事で75万8,000円という金額が予定されておりますけれども、例えば洗面、トイレも簡易水洗ということですよ。ですから、当然水は来ているのだと思うのですけれども、例えば洗面ですとか、あるいは内部を簡易的にカーテンで仕切れるような、そういうような仕組みになっているのかどうか、その辺を確認させていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 三上企画課参事。

1、企画課参事（三上） 避難施設のプライバシーの関係でございますが、今のプレハブの中ではそういった仕切ことは想定していないのですが、備蓄でパーティションを広尾町としては持っていますので、そういったものを有効活用していきながら、プライバシーのほうを守っていききたいというふうに考えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第49号 令和8年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第50号 令和8年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第51号 令和8年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを審議しま

す。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第52号 令和8年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第53号 令和8年度広尾町水道事業会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第54号 令和8年度広尾町下水道事業会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第48号 令和8年度広尾町一般会計補正予算(第2号)についてから議案第54号 令和8年度広尾町下水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの7件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第54号までの7件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案7件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案7件は討論を省略します。

これより議案第48号 令和8年度広尾町一般会計補正予算(第2号)についてから議案第54号 令和8年度広尾町下水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの7件を一括採決します。

お諮りします。本案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第55号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第55号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、議案第55号 令和8年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年度広尾町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ274万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億3,319万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

補正の内容は、先日行政報告をいたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したごみ処理券発行事業の追加であります。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書の3ページも併せてお願いをいたします。

補正の歳入であります。

ごみ処理券発行に伴う収入証紙手数料の減額及び地方創生臨時交付金の追加であります。

次に、歳出であります。

事項別明細書は4ページであります。

4款1項2目環境衛生費は、ごみ処理券の発行に係る経費の追加であります。

なお、事業の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

12款予備費は、全体予算の調整であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、広尾町ごみ処理券発行事業について、補足説明をさせていただきます。

議案資料でご説明いたします。

お手元の追加議案資料1ページをお願いします。

1の目的であります。

ただいま町長から説明がありました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民の

経済的負担の軽減を目的に指定ごみ袋の代用となるごみ処理券（収入証紙）を発行するもので、2の対象は、令和8年8月1日に本町に住民登録されている方、そして令和9年2月末までに本町へ転入された方と出生された方を対象とします。

3の配布物については、資料2ページにごみ処理券のイメージを図でお示ししておりますが、既に町民の皆様には配布が始まっているひろお生活応援クーポン券のような冊子タイプのもので、1枚の台紙にシール2枚となっており、10枚つづりとなる予定であります。証紙1枚30円で1冊につき20枚、1人当たり600円分としております。

4の使用期間については、発送終了後から3月31日収集分までとしており、発送は8月中旬以降を予定しております。

また、括弧書きに記載のとおり、期限後は無効、収集しないとするものです。

5のその他についてですが、市販の透明または半透明の45リットル以下の袋に貼り付けて使用することができ、1枚30円の証紙ですが、使用する袋によっては30円以上の負担軽減となります。

また、マイバッグを持参しなかった際に購入されたスーパーなどのレジ袋にも使用することができます。

使用できるのは、燃えるごみ、燃やせないごみ、燃えないごみの3種類で、大型ごみには使用することができません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いします。

事項別明細書3ページの歳入をお願いします。

13款使用料及び手数料は、今回のごみ処理券証紙配布により収入証紙手数料の収入減を見込み、配布見込み数5,700人に対し、600円を乗じた342万円を減額しております。

14款国庫支出金は、国の補正予算により配分された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の616万3,000円の追加であります。

次のページ4ページをお願いします。

歳出であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費の補正であります。10節需用費の消耗品費は、ごみ処理券発送用の封筒の購入費の追加であります。印刷製本費は、ごみ処理券の印刷費用の追加であります。11節役務費は、ごみ処理券の配布や利用に関しチラシ等を作成し、町民の皆様にお知らせするため、広報への折り込み手数料を追加しております。12節委託料は、ごみ処理券の配達業務委託料3,300世帯分を追加するものであります。

今回のこの事業に関しましては、使用できる期間などを防災無線でもお知らせすることを予定しておりますが、ごみを出す際、ごみの収集日を守っていただくことや、引き続きごみの分別についても併せて啓発してまいります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することとい

たします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第55号 令和8年度広尾町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第7号

1、議長(堀田) 日程第11、発議第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、志村國昭議員、登壇願います。

1、7番(志村) 発議第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。

よって、令和9(2027)年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、

引き続くインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないよう、これらを支える人材の確保に必要な人件費に重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出者及び提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしくをお願いします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第8号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、松田健司議員、登壇願います。

1、6番（松田） 発議第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予

算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が平成18(2006)年に2分の1から3分の1に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校に続き、平成16(2004)年度から中学校においても段階的に35人以下学級が実現することになりましたが、高校については依然として「検討」にとどまっている。現場が求める授業準備の確保や持ちこま数軽減、高校への当面「35人学級」拡大などさらなる改善が必要である。

さらに、小・中学校の不登校が11年連続で増加し、過去最高を記録している。その一因として、この間の学習指導要領が改訂のたび、内容及び教科書のページ数が増加したことが子どもたちに過度な負担を与えていると指摘されている。子どもたちの負担を軽減し、学校を豊かな学びの場とするためには、学習指導要領の内容や標準授業時数を見直し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善を図る必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、学校が豊かな学び場となるよう、以下の項目について意見する。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元されるよう要請する。

2、給食費(中学校)、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請する。

3、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。

4、小中校「30人以下学級」の早期実現に向けて、学級編制標準を順次改定するよう求める。当面、高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちをめぐる深刻な課題を解決するため教職員定数改善や加配教員増員を図るとともに、教頭・養護教諭・事務職員・栄養教諭の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。

5、子どもたちの豊かな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選及び標準授業時数精選を図り「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善を図るよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第9号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第9号 「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、尾矢利昭議員、登壇願います。

1、2番（尾矢） 発議第9号 「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出する。

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を策定し、「公立高等学校配置計画」を進めてきました。毎年度、高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校のない市町村が2026年4月現在で55市町村となりました。

「1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校などで1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」という基本的考え方により、今後も高校数が減少していく見通しです。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされるばかりではなく、保護者の経済的負担も大きくなっています。このような背景から子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力をそぐこととなっております。

多くの市町村は、通学費等補助の財政措置など、地元の高校存続に向けた努力をしておりますが、

しかし本来こうしたことは道教委が行うべきことであり、後期中等教育を全ての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。このままでは、地域格差が増大するのは明らかであります。

道教委は、北海道の実情を鑑み、希望する全ての子どもに後期中等教育を保障するため、新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくり出していく必要があります。

以上の趣旨に基づき、次の事項について意見いたします。

1、「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2、全ての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高等教育を実現するため検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長であります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第10号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第10号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、山谷照夫議員、登壇願います。

1、12番（山谷） 発議第10号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止等の多面的機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を求める必要があります。

また、本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林や木質バイオマスの利用促進などを積極的に推進する責務を担っています。

本町をはじめ、道内各地域では、植林・間伐や路網の整備、森林づくりを担う人材の育成など、取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、循環型社会の形成に貢献するためには、森林づくりや道産木材の利用、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

1、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能の発揮に向けて、着実な植林や路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進に物価等の高騰に必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全等の取組を進めること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、森林被害対策やスマート林業の推進、木質バイオマスの熱利用の促進など道産木材の需要拡大、森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第2号

1、議長（堀田） 日程第15、発委第2号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

沖田事務局長。

1、議会事務局長（沖田） 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出る。

令和8年6月22日。

総務常任委員会委員長、前崎茂。

産業常任委員会委員長、志村國昭。

議会運営委員会委員長、渡辺富久馬。

1、調査期間。

令和8年第2回定例会終了後から令和8年第3回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営状況について。

産業常任委員会、(1)、町道の現状と維持・管理・整備計画等について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第16 発議第11号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第11号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読をさせます。

沖田事務局長。

1、議会事務局長（沖田） 発議第11号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月22日提出。

広尾町議会議長、堀田成郎。

1、北海道町村議会議長会議員研修会。

（1）、目的、議員活動研さんのため。

（2）、派遣場所、札幌市。

（3）、期間、令和8年7月2日から3日（2日間）。

（4）、派遣議員、全議員。

2、南十勝町村議会議員研修会。

（1）、目的、議員活動研さんのため。

（2）、派遣場所、中札内村。

（3）、期間、令和8年8月5日。

（4）、派遣議員、全議員。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和8年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 0時07分